

山梨県環境影響評価等技術審議会  
第1回 自然環境小委員会 概要

日時 平成25年11月22日 14:30～16:40

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議委員 >

湯本光子委員長、大久保栄治委員、佐藤文男委員、鈴木邦雄委員、田中章委員

< 事業者等 >

事業者

東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部

環境保全統括部 上野担当部長、鬼頭主席、原本主席

環境保全事務所（山梨） 島川所長

アジア航測株式会社 環境部 環境コンサルタント課 大橋主任技師、藤本技師、仲條氏

< 事務局 >

森林環境総務課 芹沢正吾課長、依田真司課長補佐、土橋史副主幹、森田副主査、渡邊健太主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書について

議題2 その他

3 閉会

資料

1) 意見整理表

2) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録（平成25年10月25日）

## 1 開会

(進行 依田課長補佐)

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会 自然環境小委員会を開催させていただきます。

## 2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、芹沢森林環境総務課長より、ごあいさつ申し上げます。

(芹沢課長)

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。  
本日の議題であります、「中央新幹線(東京都・名古屋市間) 環境影響評価準備書」につきましては、11月5日まで県民等の意見が受け付けられ、現在事業者において意見概要と見解が取りまとめられているところです。  
本日は、10月25日に開催した審議会において承認された、「自然環境小委員会」の、第1回目になります。今後、中間報告のとりまとめに向けて、本日を含めて3回の会議を開催することとなっております。限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。  
委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

(進行 依田課長補佐)

それでは議事に移りたいと思います。

## 3 議事

(進行 依田課長補佐)

本会は、山梨県環境影響評価条例施行規則に基づき設置された小委員会でございます。  
本日は、6名の小委員会に属する委員のうち、5名の出席をいただいております、2分の1以上の出席が得られましたので、本小委員会が成立していることをご報告いたします。  
ここで、配布資料の確認を行います。  
まず、次第があります。それから資料1の意見整理表、資料2として10月25日の議事録、そして小委員会委員の名簿です。それからJR東海から配布されている資料が2つあります。一つはA4横の表になっているもの、もう一つは、資料集です。  
資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。  
それでは、議事に入るわけでございますが、技術審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様には、次の点についてご協力をお願いします。  
・ 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と賛否を表明しないこと。  
・ 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。  
・ 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。  
・ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は委員長が務めることになっておりますので、湯本委員長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(湯本委員長)

本小委員会の委員長を務めます、湯本でございます。委員の皆様には、円滑な議論が進められるよう、御協力をお願いいたします。

まずは、本小委員会の運営方法について確認をお願いします。

本小委員会については、平成25年10月25日の技術審議会において承認いただきました。技術審議会と同様に、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、

・動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。

また、

・議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。

ということでご確認をお願いします。

今回は、「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。

以上、ご協力をお願いします。

議題1：(中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価準備書について)

それでは、議題1に入ります。

まず、25日の審議会での指摘事項について、事業者より説明を受けたいと思います。説明については、3つの小委員会に共通する内容及び本小委員会の検討内容に関する事項について行ってください。

限られた時間内で審議となりますので、事業者の方には、簡潔明瞭に説明をお願いします。本日の会議が2時間弱ということですので、おおよそ30分程度をお願いします。

(JR東海：島川所長)

それでは、本日もお忙しい中お時間をいただきましてありがとうございます。我々の方からの資料はこちらのA4の横の表とピンクのファイル2点でございます。まず、A4横のマトリックスの内容について説明させていただきます。自然に関する審議会は今回が初でございますが、既に生活1と生活2については、回答しています。共通部分については、本小委員会において再度御説明させていただくとともに、今回、Cの列で「自然」と書いてある部分については、今回の小委員会で初めて回答する内容になります。

それでは、まず、No.2とNo.3でございます。これは会長の方から初回、10月25日の段階で、基本的には動植物に限らず得られた結果と位置の情報がリンクする資料がないので、審査に支障を来す部分があるということで、出せるデータは出して欲しいといった趣旨の内容でございます。形で記載されていないことです。回答に検討中としておりますが、後の方で、一部作成段階ではありますが、こういう形の準備をしておりますということをご覧いただきたいと思います。その中でこういった部分につきましては、解説させていただきたいと思います。検討中の部分については既に作成を始めていますので、特に自然に関わる部分の資料、作成段階のものも含めて今日をご確認をいただきたいと思います。それについては、後ほどまた、お話しさせていただきます。

次にNo.4でございますが、石井委員、会長から、専門家のヒアリングについては、専門家の氏名を記載するべきではないか、ということでございます。これについては、当日私の方からも回答致しまして、会長の方からも、本人が拒否しない限り公開しても構わないのではないかと、というご発言がございました。これに対する回答は、既に11月11日の小委員会でも回答していますが、改正された主務省令に基づき、専門家から助言を受けたものについて、その内容と、専門家の専門分野及び所属機関の種別を記載しております。

個人の特定につながる、個人名の記載につきましては、環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する

る技術検討会報告書の記載にもありますが、個人名を載せることにより、「助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となる」といった事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である」と書いてございます。我々は、この配慮から個人名は記載しないと、考えておりました、今回の準備書におきましても、専門家のご助言の内容、専門分野、所属機関の種別を記載するという事で、対応しております。

つづいて No. 5 です。25日の時に山梨環状東区間との関係で、こちらにあって我々の準備書にない資料ということで、比較表がございました。これについての回答ということでございます。各小委員会で審査に必要な資料について、順次作成しております。ある段階で、お出しすることによって、(比較表)の、×、の穴埋めができてきますので、ある程度資料を作成し、まとまった段階で、これについては作成、これについては検討、これについてはこういった理由で必要ないと考えている、といったことをまとめてお出ししたいと思います。まずは、そのお示しするデータを準備して、こちらにお出しすることによって、ある程度まとまった段階で表の整理をさせていただきたいと思っております。

めくっていただき、No. 6 でございます。これは非常口のことでございます。非常口が数カ所あるがそこへのルート記載がない、分からないという内容のご意見がございました。これについては、非常口までの道路は基本的には既存道路を使用します。それに関連して、NO7、8 でございますが、特に、新設する工事用道路、印で示されていますが「具体的にどこを通過するのか分からない」こと、また、「新設する道路について線形が出ない」こと、また、「調査を行うつもりがあるか」ということについてのご確認でございます。工事上で新たな道路が必要な場合は工事用道路として印で準備書に明示し、必要な項目について調査、予測、評価を実施し準備書に掲載しています。なお、既存の道路活用にあたっては、現況の道路の状況により、工事期間中の待避所の設置や部分的な拡幅、舗装の改良等を行う場合がありますが、新たな改変はないか、もしくは極めて小規模なものとなることから、環境に与える影響はほとんどなく、評価は行っていません。工事用道路については、まるで道がないところに新たに道路を敷くという場合に準備書に記載して、評価の結果を示しています。また、非常口として利用する場合に、恒久的な道路について整備保守されるということは考えられる、これに関する工事関連道路に係る調査が必要ではないかということでございます。これも、基本的に非常口までは、道路は既存道路を使用するため、新たにアクセス用の工事用道路についての、新設道路としての調査は行ってない、ということでございます。既存道路については、非常に小規模な改変でございますから、対象としないという考えでございます。

No. 9 についてですが、これも先ほどと同じで、具体的な調査地点など詳細なデータあるいは審査で判断できるようなデータの整備ということですので。これについても、順次ご用意している段階でございます。検討中とありますが、随時、お返事させていただいている状況です。

以降、自然環境小委員会に関わる部分でございます。まず、No. 30 ですが「昆虫、動物について、県全体を一括し、とりまとめているため、具体的な位置が示されていない、例えば、調査ルート、確認種のリストについてエリアごとの種構成の一覧が示さなければ、どこでどんなものが見つかったということが具体的にわからない、そういったもののリストを示す必要がある。」ということでございます。これにつきましては、動物、植物の確認種に関する地区ごとの確認リストを準備させていただきました。ピンクのファイルでございますが、こちらをご覧くださいと思います。動物、植物の調査地域別の確認内容になっています。そして、各確認種、それらがいずれの調査地域に見つかったかということで、黒印を付けております。それと、重要種として該当しているものかどうか、一番右の欄で評価しています。これによって、それぞれの哺乳類、鳥類などこの位置、どこの市町で見つかり、重要種がどれか、まとめたものがこちらの図でございます。動物と植物についてとりまとめを行っております。準備書に書いている確認リストの更なる紹介版ということでご覧いただければと思います。

次が No. 32 から 34 です。確認種のリストだけでなく、具体的な調査図とか、調査ルート、調査地点として、例えば、コドラート調査はどの地点で行ったのか、といった具体的な調査地点、調査ルート情報が不足しているのではないかとのお話でございます。これについては、「検討中」となっていますが、

準備書についての我々の基本的な考え方は、先日もお話ししましたが、準備書の中で調査地域はどこであるかを明示しています。更に、重要種毎に予測結果の中で、確認状況という箇所があり、そちらで、どの地区で何件みつかったというふうに書いてあります。それによって予測に必要な範囲で確認できると考えています。一方、これら今回評価対象としている種は、希少種ということで、我々としては、希少種の具体的な位置情報は生息環境の保護の点から、準備書に載せるものではないと考えています。そういった考えから、準備書については、こういった情報の範囲内で予測・評価をしました。ただ、先生方に審査をしていただくには、一般の方と同じ資料内容では、審査を進める上での、資料として十分なものになっていないとのご意見をいただきまして、我々としても考慮させていただき、今、審査をしていただくための資料を取りまとめている段階です。今日は、この調査ルート、調査地点を始め、各種の確認地図を用意しています。非常に分量が多いので、その一部について、この図はこういう形で作っていきますということで、抜粋版を用意しています。これについては、実際にどの種がどこで見ついているのか、非常に詳細な情報がありますので、貴重種保護の観点から、非公開情報として扱っていただきたく、資料提示させていただきたく、よろしく取り計らいをお願いします。非公開というかたちであれば、準備をしていますので、図面をみながら説明させていただきます。

No.35 ですが、会長の方から、非公開情報として審議することは可能です、とのことで、まさに今の話ですが、貴重種については、生息環境の保護の観点から非公開情報と考えていますので、そうした場で資料を提示させていただきます。

No.36 でございますが、これについては「環境保全措置について、その保全措置を対象種の確認位置、改変内容等の違いから内容が異なるのではないかと、より具体的な環境保全措置の内容を示すべきではないか。」という意見でございます。これについては、「環境保全措置の内容」について、準備書に記載しておりますが、保全対象種に共通的に措置を講ずるものは、保全対象種の欄に「保全対象種全般」と記載し、その旨を明示して内容を記載しています。また、一部の保全対象種についてのみ措置を講ずるものについては、保全対象種の欄で対象種を特定しており、予測結果でもその種のうちどこで確認されたものが「生息環境の一部は保全されない可能性がある」のかを明示しているため、措置を講ずる対象種、位置が準備書で特定されています。これについては、No.36 及び 37 についての考え方でございます。

No.38 でございますが「調査期間については、方法書段階（の協議）では、調査データが少ない地域であることから頻繁な調査を求めたが、四季の調査しか行われておらず、不十分な確認種のリストとなった恐れがある。頻繁に調査を行わなかった理由を求める。」ということでございます。まず、調査については専門家の意見も踏まえ、動物種に応じ適切な時期に設定し、必要に応じて方法書の時期に加えて夏と冬の調査を追加で実施しております。具体的には、昆虫類について、富士川町と早川町に生息が想定されましたので、同地区において初夏での昆虫類全般の調査を追加しております。さらに冬についても一部専門家から助言を受けた種について、追加調査を行っているということでございます。また、両生類につきましても一部の種について、山地部において冬の調査を追加しております。地域性や専門家のヒアリングの中から、特に確認が必要と思われる種については、方法書に示した時期に加えて追加で調査を実施しています。

No.39 でございますが、これは保全措置の内容についての具体的な説明でございます。保全措置の内容が具体的にイメージできない部分があるので、図表等によりどういった内容であるのかを周辺環境の状況も考慮して記載する必要があるということです。これについては、検討中ということでございますが、特に今回高川等における多自然川づくりですとか、そういった具体的な場所がありまして、そこで特化して行うような保全措置についてのイメージを作成しております。これについても準備でき次第早急にお示ししたいと思います。

No.40 ですが、「影響を受ける野生生物のうち、ミゾゴイなどの希少種、貴重種などのハビタットに対する影響及びそれに対する対策を、それぞれ具体的かつ定量的に示したものが審査に必要である」ということでございますが、これについては、方法書での知事意見を踏まえ、今回、生態系の予測評価について、注目種のハビタットを利用形態や生活史を考慮した上で抽出し、定量的な評価を行っている

ところでございます。生態系の評価もいろいろな評価がございますが、今回は頂いた知事意見に配慮させていただき、特にハビタットを、植生等だけではなくて利用形態、あるいは生活といった各種における特徴を考慮して定めまして、我々の改変の位置と重ね合わせることで、定量的な評価を行っております。生態系の分野での知事意見を踏まえて対応しているということでございます。

No.41 ですが、「南アルプストーンネルの地下水への影響を懸念するが、その影響に対し、事後調査等において、どのようにフォローするかということに、より具体的な提案を示す必要がある。」ということでございます。まず、我々の前提といたしまして、地下水の影響への予測評価でございますが、これについては該当の地下水あるいは水資源でございますが、こちらに記載しております。

地質及び水質の状況より、深層と浅層、いわゆる深い部分の地下水と浅い部分の地下水ですが、地下水の帯水状態が異なるといえますので、深層の深成岩部の地下水がトンネル内に湧出したとしても、その影響が沢の水質及び水位に及ぶ可能性は小さいと考えております。しかし、断層付近の破碎帯を通過する区間や土被りの浅い区間の一部においては、予測の不確実性が否定できないことから、「8-2-4 水資源」において事後調査を実施します。ですので、基本は地下水等への影響は少ないと考えております。または、そういった一部の予測の不確実性を考慮して、事後調査を行うため、事後調査の結果、重要種が確認された山岳トンネル上部における沢において減水が確認される場合には、減水の兆候が確認できたところで、専門家の助言等を得て、保全措置も含め適切に対応します。このような考え方で、工事を進めていきたいと思っております。

No.42 ですが、生物多様性分野の評価のところは、何らかの環境保全措置をやるので影響は軽微であると結論づけていますが、環境保全措置（ミティゲーション方策）と環境影響の関係性が不明です。

特に想定される環境保全措置（回避、最小化、代償）を実施したとしても残る悪影響の明示は重要です。以下の から までの各項目の種類と内容を定性的かつ定量的に示した情報が必要です。ということで

～ までの内容についての情報を求められているということでございます。これについては、各環境保全措置に対するこれらのカテゴリーについての概要を検討しているところでございまして、現在検討中ということにさせていただきます。

以上、準備させていただいた資料についての説明は終わります。

（湯本委員長）

ありがとうございました。事務局から補足することがございますか。

（事務局：土橋副主幹）

事務局からこれまでの小委員会を通じて、何点かあった部分のご報告をいたします。資料を配布させていただきます。

まず、専門家意見に関わる部分で、片谷会長と石井委員から意見がございました。片谷委員からは、会議を非公開にすることも可能なので、専門家の氏名等を明らかにする中で議論していただきたいということがございました。

それから、石井委員からは、専門家へのヒアリングを行った際に提示した資料と議事録を提示するとともに、評価書に反映していただきたいという意見がありました。

それからあと2点ほどありますが、今配布した資料の1枚目としまして、湯本委員からご発言がありました、新たな改変部分を含めて、アセスに関わる事業概要として示すべきものはどういったものかということについて、環境省に照会したものが、「主務省令の解釈について照会」という資料になります。これは、準備書において取り付け道路などは をつないで記載されていることや、事業実施区域となるところが線又は で記載されていることに関する問題点について、主務省令の解釈を確認しました。

本県の見解としては、対象事業の位置は、対象事業実施区域、施工区域、敷地境界等を全体的に指すものであることから、準備書には、これらすべてを考慮した範囲を「対象事業の位置」として、図面・空中写真情報として提示する必要があると考えることから、この点について照会しました。これに対し

て、環境省は国交省に確認する中で「本県の見解のとおりである。」との回答をいただきました。国交省からJRに対して、お話が行くということを確認しております。

次に、方法書知事意見への対応状況に関する指摘事項です。方法書段階においては、事業者が独自に行った配慮書手続で検討した事前配慮事項を取りまとめて、方法書に記載していただきました。

これに対して、本県としては、方法書知事意見として、事前配慮事項は準備書にも記載していただきたいということ。そして方法書手続を経て内容が変更になった部分を更新するよう求めたものです。

しかし、その部分については残念ながら、配慮書手続において、住民等に情報提供として示した配慮書そのものと、それに対する意見と見解がそのまま掲載されることになっており、実際に方法書時に作成した事前配慮事項がなくなってしまうています。そういった部分について、今後なおしていただく必要があるということです。これは全般的事項の中でご意見をいただければと思います。

最後の資料ですが、これは、11月7日に静岡県の技術審議会委員が来県されまして、リニア実験線の見学を行いました。その際、本県の技術審議会の委員と意見交換したいという話がありまして、日程が空いていた委員に案内させていただき、角田委員、福原委員、湯本委員に出席していただきました。資料は、両県で意見交換する中で出てきた意見を取りまとめております。検討時の参考にしていただければと思います。

(湯本委員長)

ありがとうございました。事業者の方、また事務局から説明がありましたが、これについて、質問やご意見がありましたらお願いいたします。本会と同様にフリートーク形式で進めますので、どなたからでも結構ですのでよろしくお願いたします。

鈴木委員、お願いたします。

(鈴木委員)

本日提供いただいたピンク色のファイルの資料についてお教えいただきたいのですが、例えば、都留市と記載されている部分については、都留市全体という解釈でしょうか。それとも都留市のある一定の対象地域ということでしょうか。

(湯本委員長)

回答をお願いいたします。

(JR東海：島川所長)

動物の方に調査範囲図というのがございまして、例えば都留市ですと、P.8-4-1-8をご覧ください。こちらに黒い線で調査範囲がございまして、この範囲内で確認されたということでございます。

(鈴木委員)

植物に関してはいかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

植物についても、調査地域の範囲については同様でございます。植物でいいますと、P.8-4-2-6に記載しております。

(湯本委員長)

よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

はい。

(湯本委員長)

ほかにございますか。田中委員お願いします。

(田中委員)

私から意見を3つ申し上げます。

1つめは、配慮書から準備書という流れの中で、まだあまり日本では言われておりませんが、ティアリングということですね。配慮書段階での評価及び保全対策、それから準備書段階での評価及び保全対策というものが、それぞれ対応関係にあって、配慮書の段階でアバウトな大体の評価とか、アバウトな大体の保全対策を示している。それが準備書段階でより路線などが具体的にになっているわけですから、より具体的な評価とか、より具体的な保全対策に移っていかなければいけないわけです。ところが、具体的に見てみますと、動植物の部分は配慮書段階で記載されているようなこと以上の環境保全対策は、準備書段階で出てきていません。文言だけみたいなことでいいますと、むしろ準備書段階の方がとても少なくなってしまうと、これはアセスメントの仕組みとして逆行しているといえますか、何のための配慮書があったのかという、全く活かされていないというのが問題だと思います。配慮書から準備書という流れの中でのティアリングが全くできていないということです。

2番目ですが、ミティゲーションヒエラルキーについてです。先ほどの説明の最後に私の提出した質問を読んでいただきましたが、回避、低減、代償ということについて、順序を追った定量的な検討が示されていません。例えば、回避できないものは何があったのか、低減できないものは何なのか、それが定量的に示されていません。

3番目は、定量評価ということです。評価のところがあいまいな記載になっています。例えば、影響の程度はわずかであるとか、生息環境は確保されるとか、そういった言い方がありますが、それが具体的に定量的に数値で示してないと問題ではないかということです。定量的に示していただきたいということです。

ついでに申し上げますと、なんらかの重要なハビタットや植生などが消失するけれど、それが周りにまだたくさんあるから大丈夫というような表現ですとか、貴重な種をどこかに移植するので大丈夫といった記載がありますが、これは事業者さんが移植先なり、周辺にまだ残っているところを維持管理していくわけではないので、そこはそういった表現はできないわけです。20年くらい前のアセスであれば、そういった表現もあったかもしれませんが、そこはやはり事業者サイドで責任が持てる範囲で評価をされる必要があると思います。

とりあえず以上です。

(湯本委員長)

田中委員のご意見をいただきましたが、それについて他の委員から追加などありますでしょうか。佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

鳥類の項目を見させていただいております。詳細なことは言いたいことがたくさんあるわけですが、まず大雑把なことを一点述べさせていただきます。事務局からもありましたように、今回の準備書について読み解くのが大変なものでございますが、見させていただいて、やはり方法書知事意見に対して、多くの点でとても反映されているとはいえないと思います。特に自然環境、生物多様性の部分においても、他の審議会と同様で、全く回答していないのと一緒にだと思っています。それから、鳥類調査の地点やルート、各種の生息状況を把握するために必要な図表等がまったく添付されておらず、これでは一切審議ができません。時間は流れていってしまうわけで、それに対して先ほどRさんからは「希少種等は公



開したくない」ということがございました。ごもっともだとは思いますが、他事例では、審議会の席上では出していただくのが普通です。そうしませんと審議ができませんので、できない審議会を続けてもどうしようもないということがあります。データというのは調査地点ごとにあるわけで、地域性があるわけです。これは鳥類に限らず、動物も植物もみなそうだと思いますが、先ほどA3のファイルをいただきましたが、一覧のリストをいただいても、実際に鳥類というのは、動きがありますし、植物のようにそこにとどまっているわけではありませんので、やはりこれは出現情報の地図をいただきませんか何ら審議のしようがないということでございます。いただいた資料では、こんな希少種がいたなということくらいはわかりますが、これに対してどうだといわれても、どうにもなりません。

それから同じ鳥類のところ、方法書の知事意見にもあったと思いますが、調査期間ですけれども、1年プラスちょっとという短期間に、春夏秋冬に1回ずつくらい実施されているという形での調査方法だと思います。これをみて、特に重要な繁殖場などの状況の評価しろと言われても、あまりにもデータが不足し過ぎていて、ざっとした評価しかできないであろうと感じました。

もう一步入りますと、富士川町の明かり部分において、ミゾゴイの出現状況というものが出てくるわけですが、この情報が、この後生態系において注目種等の選定を行っておりますが、そこには指標的な鳥類や植物、両生類などをあげておりますね。その中になぜかミゾゴイが出てきません。これはわざわざ外したのですか。ミゾゴイは希少種ですから、当然里山の標準になる鳥として、いけば当然掲げなければなりません。ミゾゴイはずっと外されておまして、なぜミゾゴイを外しているのか、意図的ではないですかと聞きたくなります。それから、ハビタットというものが出てきますが、これは他の委員からも話がありましたように、クマタカのハビタットのことを言っております、工事面積は行動範囲の何パーセントになるから、問題ないというように結論を結んでおりますが、生き物は決してそんなわけにはいきません。計算機でたたいて、何パーセントだからこっちに行くとか、何パーセント以上だから問題ですということは一概には言えません。やはり地域特性がありますので、その現場において、どういったところに生息していて、どこを餌場に使われているのかということをおある程度読み取って、これについては、確かに消失面積は6パーセントしかないけれども、非常に重要な問題がありますという場合もあれば、消失面積が大きくても、おそらく他に営巣地や採餌場所がたくさんあるので、そんなに大きな問題がないでしょうという結論が導かれるかもしれません。しかし、現状の準備書では定量的な部分の数字や解釈が何も示されておりませんので、これだけを見て改変面積だけの比率でOKだといわれても、これは本当に保全するのですかという、こういう理論は予測手法として乱暴すぎて、こういうことを専門家の方で指導された方がいらっしゃるのか。もしいらっしゃるのなら、どこのどなたか知りたいくらいです。ざっと感想です。

(湯本委員長)

ありがとうございました。お二人の先生から質問をいただき、それぞれ回答をいただかなければならないという部分もあろうかと思えます。

(JR東海：島川所長)

まず、ここに保全措置の考え方が具体化していないと、そのことにより定量的な評価ができないといったようなことにつながっていくわけですが、そもそもわれわれの新幹線建設の事業は、道路とは異なり、技術特性上工実施の計画認可時点で、本線や駅、車両基地の具体的な計画が決定され、その後用地取得や設計を行なう中で、各施設の詳細な決定が行われていくという、これは1つ制度上の問題があるわけです。実施認可を受けるためにはアセスを行なわなければならないという中で、なかなか具体化するにも実施認可を受けなければならないという制度上の問題がありますが、そういった中で各保全措置について、どのロケーションで、改変施設がどのようになるから、保全措置をこのようにすると。その結果その施設に対して、どれだけの保全が行われるのかということと言われても、難しい状況にあります。そういった問題を考えますと、なにもできないということになりますので、少なくとも、改変面

積が最大の状況を考慮して、予測評価を行って、目一杯改変したという状況をもとに、今回改変範囲を決めております。ですので、改変の範囲半径100m、実際にはそれより小さくなるかもしれませんが、その施設のプレを考慮しまして、それだけの大きさを余裕を持ってとって、改変の範囲を考えて予測評価をしているといった中で、保全措置を考えているということでございます。

(湯本委員長)

すみませんが、田中委員の質問の趣旨と違うと思います。

(田中委員)

確かにこれだけの路線の事業を一度にアセスするとなると、膨大なものになっていくと思います。最初の準備書段階に入る前に、どのような調査をやっていくかという話し合いをしたと思います。その時に、トンネル部分が多いにしても、明かり部分を中心に、流域で区分して流域ごとにアセスをやりましょうという話をして、そういうようにやっていただけたと記憶しています。ですから、どこからどこまでが一つの沢といいますか、そういうかたまりでどういう影響があって、どういう保全対策をやるという話が出てくると思っていたら、非常に長いエリアをすべて一括してやっているということで、その時の話はどうなってしまったのかと考えています。

(湯本委員長)

いかがでしょうか。

(JR東海：島川所長)

生態系の区分を考える上で、そういった地勢の状況や、それから p.8-4-3-4 で、そもそも地域を特徴づける生態系という時に、植生や地形、水系というのをわけております。

(田中委員)

その図のところだけですか。それがあとのことに繋がってこないのですか。

(JR東海：島川所長)

あとは、ハビタットの広がりを考える上で、例えば、川で分けられるとか、尾根で分けられるとかいったときに、地域的な特性といいますか、よりミクロな部分での広がりというものを、調査した範囲で途切れてしまうのではなく、そういった種がすめるかどうか、それは、ここで分断されるとか、川があるとか、そういった情報を入れてハビタットの外枠のラインを決めておりますので、まずは生態系の区分として、例えば水系とか地形で区分すると。さらにそれぞれの注目種に対してのハビタットを評価する上では、よりミクロなそういった地形的な情報も踏まえまして評価しているといった考え方でございます。

(田中委員)

今いったようなそういう流域区分図というのは最初にありますが、例えば動物や植物、生態系という一つ一つの項目の中で、全路線を例えば20流域に区分したとしたら、20流域ごとに評価や環境保全対策がなされるというようになっていない。今なっていないよ。すべて一緒になってしまっている。

(JR東海：島川所長)

繰り返しになりますが、生態系の区分を分ける際に、どこまで区分するかというところでございます。今の考え方は、大きく7つの生態系に分けておりますが、それぞれの生態系の中で注目種のハビタットを考慮する段階でそういった具体的な情報を取入れているという状況でございます。生態系の区分をどこまで細かくやるかということもございしますが、これについてはいろいろな考え方があると思います。

今はこのブロックで分けて注目種をさらに評価する中で、生態系の区分全体での評価をするという考え方でやっているということでございます。

(田中委員)

日本のアセスでは、いろいろと問題があるにせよ、従来の日本のアセスのレベルでこれを考えると、これだけの長いエリアを、十把一絡げでやるというのは、そもそも論として、県別にはなっているが、無理があると思います。例えば、ごみの処分場のアセスがあれば、本当に小さなエリアでアセスをしているわけです。それに対して、これだけの長いエリアを一括で表現するというのは、無理があります。そういうところで先ほどのミゾゴイが抜けているとか、そういう話が可能になってしまうということです。一つ一つの沢でちゃんと評価していけば、漏れや抜けもなくなってくると思います。それに対して影響がないという評価があれば、それはそれでよいですが、ただし、そういうことをしっかりと具体的に定性的かつ定量的に示していくことがまず必要だと思います。これだけ長いエリアのアセスというのは特別なアセスですので、常識的に考えてという悪いですが、これだけの評価で本当によいのか、これは準備書段階、事業アセス段階です。これがもし、配慮書段階のアセスであればこのくらいの話なのかなといってもよいかもしれませんが、非常に具体化されている準備書段階でのアセスですので、漏れや抜けがあるようでは困ります。

(湯本委員長)

私からもいわせていただきます。おそらく田中委員は、最初の方法書段階において、調査時にそれぞれの環境に合わせた調査を行っていただきたいという要望を出していたと思います。それと、生態系の調査と動物、植物の調査がリンクしておらず見にくくなっており、それがさらに評価をあいまいにする原因になっているのではないかと思います。田中委員いかがでしょうか。

(田中委員)

そうですね。

(湯本委員長)

それについて、お願いいたします。

(JR東海：島川所長)

沿線が長いからといって、調査を例えば甲府盆地を一か所で済ませているかということ、そうではなくて、その沿線を歩いて、しっかりと連続的に、後で踏査図をお見せしますが、例えばトンネルが出るところはトンネルの周辺、明かりで来るところは連続的に、それこそ何キロにも及びまして、連続的に歩いております。そういう意味で、調査はしっかりとやっていると思っております。

それから、生態系の分け方ですが、どこまで分けるかというのは、それぞれの考え方になってしまうと思いますが、例えば山梨県ですね。極端にいきますと、行政界で分けたり、山と平野で分けたり、ということは決してやっておりません。例えば山地は山地でも、巨摩山地と東部の山地は、こういうところが違うので分けました。そして、同じ巨摩山地の中でも、山地部あるいは植生、住居の分布といったことで、里山にしたり、山地にしたりといった、理屈を持って分けているわけでございます。ですので、それをどこまで分けるか、次の河川から次の河川まで分けたとしても一つの生態系でくくれるのではないかという考え方でやっておりますので、我々としてはそれを一つの単位として考えて、個々の注目種については、その範囲でそれぞれ見つかったところのハビタットを地域の川であるとか、尾根であるとか、そういったところできちりとハビタットの広がりというものを考えておりますので、それを最初から生態系で区切ってしまおうか、あるいは生態系で大きく見ておいて、ハビタットの中で見ていくかという考えの違いもあると思います。では、いくつに分けたらいいのか、極論をいうと川ごとにといい

とになると、それだけの生態系の評価を行って、全体が評価できるのかということにもなりますので、我々としては、そういった大きなくくりの中で、生態系全体を評価していきたいというもとに今回のアセスを進めてきたところでございます。

(田中委員)

その考え方が間違っていると思います。個々の生態系を評価して、それでピリオドで良いのです。全体を十把一絡げでまとめて言うなんてことは、やる必要はないはずで。

(JR東海：島川所長)

今日時点で、これ以上の回答はできませんし、では了解しましたということも申し上げられませんので、本日はこういうご意見をいただいたということで、また我々の中で検討させていただきます。

(湯本委員長)

次回までの宿題ということで、田中委員、よろしいでしょうか。

(田中委員)

先ほどの回答にも「検討中」となっておりますので、結構です。

(湯本委員長)

田中委員の意見のあとの部分、定量的な評価についても、今の段階でよろしいでしょうか。

(田中委員)

定量的な評価をしているけれど、今の段階で示していないということなのか、そもそもやっていないということなのか、どちらでしょうか。例えばミゾゴイのようなものに対して。そもそも入っていないという問題もありますが、それは評価されているのでしょうか。

(JR東海：島川所長)

注目種としての選び方、上位、典型、特殊性についての考え方でございますが、いうまでもなく委員の皆様はご存知だと思いますが、生態系の中で上位、典型、特殊性を絞る絞り方については考えております。その中で、ミゾゴイを選ばなかったのではなくて、他のものが上位性なり、典型性なりに当たったということでございます。ミゾゴイにつきましては、動物の中の重要種として評価を行っております。そこに重要種としてあがったから、すべて生態系の上位、典型、特殊性に当てはまるかというというのは、その生態系の中の食物連鎖であるとか、模式断面図を示しておりますけれども、生態系はまさに全体の結びつきでございますので、ミゾゴイが必ず選ばれるということではなく、他の動物との関係の中で決まってくることでございますので、その中で我々として判断したということでございます。

(田中委員)

それは、おっしゃる通りのところもございますが、あえてミゾゴイを外す必要性というのはいりません。ですので、そこは非常に奇異に思います。

(湯本委員長)

今の意見に対して、もうひとつ、佐藤委員からの意見と重なる部分があるかと思えます。準備書の中でミゾゴイについての予測結果というところがございます。それについて、予測結果について保全されない可能性がある」と記載されておりますが、そういう結果を出した検討の経緯を説明していただくとわかりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。こういう理由に基づき、こういう結果を出したという

説明をいただいてもよろしいでしょうか。P.8-4-1-55 に、ミゾゴイの予測結果がございますが、こういう結果を出した意図といったものを、説明していただきたいと思います。

(佐藤委員)

もちろん、説明は何いたいと思います。しかし、今の意見を伺っていて、流域とまでは言わないまでも、例えば、富士川町でいえば、エリア的な部分でまとめて議論していただかないと、総なめして説明されて、生態的な代表種ということでも言われても、そういったやり方ではミゾゴイが漏れてしまうのが、仕方がないというのは、どういった理屈ですかと伺いたい。環境省の絶滅危惧種に指定されている種ですし、そういった種を外して議論できないはずで、それであれば、むしろ私から提案というのは変ですが、富士川町の明かりの部分について、ご説明をいただけませんかと聞きたい。

(湯本委員長)

ちょうど、富士川町の部分について述べているところがほとんどですので、ミゾゴイの部分の予測結果についてのご説明をお願いしたい。

(JR東海：島川所長)

では、逆になぜミゾゴイがありきになるのか、生態系を判断する際に、ミゾゴイありきでやった方がおかしいのではないかということだと思います。あくまでも、全体の動物のバランスをみて行うので、最初から生態系にミゾゴイありきということであれば、他の動物とのバランスはどうなってしまうのか、そこに論理矛盾が生じるのではないかと、私見ではございますが、そのように考えます。

その中で、富士川町についても、富士川町の山地の生態系という中で、P.8-4-3-46～47 に、具体的には、ミゾゴイについては最勝寺、高下等で見つかっておりますが、そういった中で、P.8-4-3-44 の山地里山の生態系、これは富士川のミゾゴイが確認された地域も含んだ動物全体の中で、生態系は上位、典型、特殊性の中で、食物連鎖などの模式図の中で、選んでおりますので、他の動物も確認されている中で、そうなったということでございます。

一方、ミゾゴイについては重要種の評価としてやっております。ただ、一つ申し訳ないのは、これをどうやってこういう判断をしたのかというのは、先ほど委員からも意見がございましたが、どこで見つかったのが審査できる資料がないということで、今日はこの後、是非、非公開でお願いしたいと思いますが、確認位置図等をご準備いたしますので、そちらの内容を見ていただいて、準備書の中でのミゾゴイの評価はどうかということをご確認いただければということでございます。

それと、重要種がたくさんありますが、その中の生態系というのは、あくまでも他の動物との関係を考えての上で評価する必要がありますので、必ず何かがありきではないと思っております。

(佐藤委員)

ミゾゴイのことに特化して言われましたので、私からお聞きします。区分されているようですが、もちろん、今お聞きした所長さんのご判断ではなく、専門家方からご意見を伺ってこのように分けたのだと思います。

私は今週現場を歩いてみてきましたが、あのような環境であれば、当然溪流沿いの開けた棚田があり、森もあるようなところですので、猛禽類を生態系の上位に据えるのは当然でありますし、ミゾゴイという種類は、山地性のサギの仲間で、非常に特異な生態を持っている、日本特産の鳥類です。当然、里山のことを知っているのであれば、これを外すという解釈をもしどなたか専門家の方がされたということであれば、こちらの方がどうかしているというように私は判断いたします。是非その専門家の方のご意見を伺いたい。もちろんJR東海さんを通してで構いませんので、本当にそういった解釈なのですかとお伺いしたい。

(湯本委員長)

では、それに加えて、田中委員どうぞ。

(田中委員)

私が来た際には、説明が終わっていたものですから、確認させてください。この回答のNo.40に、私の前に提出した質問として、「影響を受ける野生生物のうち、ミゾゴイなどの希少種、貴重種などのハビタットに対する影響及びそれに対する対策を、それぞれ具体的かつ定量的に示したものが審査に必要」と記載してありますが、その回答として「定量的な評価を行っています」と記載されておりますが、それは準備書のどこに記載されていますか。

(JR東海：島川所長)

これはそもそもの方法書の知事意見を踏まえて、生態系について定量的な評価というご意見をいただいておりますので、注目種等のハビタットについては・・・。

(田中委員)

何ページですか。

(JR東海：島川所長)

P.8-4-3-68に、例えばカワネズミですけれども掲載しております。

(田中委員)

カワネズミは、こうやっているわけですね。ミゾゴイはどこでやっているのですか。

(JR東海：島川所長)

ミゾゴイは、注目種として選ばれていないので、あくまで生態系の評価としてやっておりますので、個々の動植物の重要種に関しては、こういう定量的なやり方ではやっておりません。今まで通りの方法です。

(田中委員)

では、本日いただいた回答の欄に、「定量的な評価を行っています」と記載されていますが、これは、ミゾゴイ等の貴重種に関してはやっていないということよろしいですか。

(JR東海：島川所長)

逆に、生態系の予測評価において、注目種等について定量評価をやりましたということでございます。これは、生態系について定量評価を行うことという方法書知事意見がありましたので、今回、我々も生態系については、定量的な評価を行おうということでこのような評価を行っております。

(田中委員)

ということは、やっていないということで良いですか。

(JR東海：島川所長)

生態系としてやる必要はなかったということでございます。

(田中委員)

方法書の知事意見の中に、ミゾゴイという固有名詞が入っていなかったということでしょうか。

( J R東海 : 島川所長 )

違います。生態系の評価として定量的で行うということ、それから生態系として行うには、注目種等として選ばれる必要があるということ、その注目種等としてミゾゴイが選ばれていないということ、結果的にミゾゴイは生態系の中で定量的な評価を行わなかったということでございます。

( 田中委員 )

選ばれていなかったというか、選ばなかったということですね。

( J R東海 : 島川所長 )

選ばなかったというか、選ぶことにならなかったということでございます。逆にいうと、先生方は、ミゾゴイは最初から入っているのではないかと、我々の考え方から行きますと、「それはお互い、先入観が入っているのではないか。」ということになります。重要種でランクが高ければ、すべて注目種等に入るのか、生態系は全体として考えるのではないかということになります。ですので、重要種としての評価は当然行っております。

( 田中委員 )

それは何ページですか。

( J R東海 : 島川所長 )

P.8-4-1-54 でございます。

( 田中委員 )

ここは、定量的には評価していないということですね。

( J R東海 : 島川所長 )

そうですね。

( 湯本委員長 )

今のことにに関してですが、「専門家の意見について」ということが佐藤委員から出ていますが、ヒアリング時の質問事項や、議事録などを名前の特定は別としても出していただければ、今のような質問は出てこないということになるかと思えます。ですので、J R東海さんとしても、専門家の意見を根拠にされている部分が非常にたくさんあるのではないかと思いますので、専門家の方の質問事項や議事録を出していただければ、こちらとしてもこういった理由で、こうしたのだなと読み取れるのではないかと思います。

( J R東海 : 島川所長 )

専門家のヒアリングというの、我々としてご助言頂きたい部分をやっていることもありますので、例えばミゾゴイは注目種ですか、どうですかというような聞き方を必ずしもしているとは限りません。

また、先生方にご助言頂いた内容は、こちらの準備書にも記載しておりますので、そういった中で、助言頂いた内容は記載しているということです。ですので、我々として判断している部分もありますし、判断できなかった部分について、専門家のご助言をいただいているということです。すべて、準備書を作成するために、何かしら記録が残っているかというようにとられても困ります。

( 湯本委員長 )

しかし、それが根拠になっている部分が非常に多いと感じますが、他の委員のみなさまはいかがでしょう。それをもとにこの表現になってくるということですから、その根拠をいただきたいということでございます。

(田中委員)

専門家ということですから、名前が出て問題ないと考えます。アセスメントについてJR東海には理解してほしいのですが、正しいこと(正確なこと)をこの中でやり遂げられることはないと考えます。正しい評価、正しい保全対策、様々な意見があり、様々な見方があります。ですから、どのようなプロセスを経て、今回の評価に至ったのかについて、明示的に公開することに意義があります。そのところを、公開していないので、何のためのアセスが分からなくなっています。ヒアリング先などそうしたところです。

(JR東海：島川所長)

今、議論がミゾゴイを選ぶ、選ばないについて、専門家が言ったのか、言わなかったのかについて、矮小化されていますが、生態系においてどのように注目種を選定したのかということについて記載しておりますが、次回、我々の考えを再度分かりやすく説明します。

(田中委員)

そうではなく、審査会としては、ミゾゴイについて評価を行ってくださいと言っているだけです。

(湯本委員長)

補足しますが、全てのことに対する根拠を説明してほしいということです。その部分が明示されていないことから、なぜこのような結果となったのかについて疑問を持つことになっています。

(JR東海：島川所長)

ではなぜ、ミゾゴイをこちらの山地系で選定しなければならないのか、当然ミゾゴイが確認されたことはお示ししますので、その理由を議論させて頂ければと考えます。

(湯本委員長)

委員たちは、ミゾゴイだけでなく全体的にも、なぜこのようになったのか、それぞれの重要種についてもそれらの根拠が必要という事ではないかと思えます。

(田中委員)

一つ一つの沢に注目して検討する、もっと小さい区分で検討しなければ、そうしたことが全て抜け落ちてしまっても大丈夫というような文書になってしまいます。そうした、漏れや抜けが出ないような評価書を作成する必要があります。

(佐藤委員)

ミゾゴイについて絞り込んでしまいました。

最初から、審議に必要な資料が不足しており、この後、希少種に係る資料を見せて頂いても、資料としては不足しているのではないかと感じています。

私が、一員として言うべきことではないかもしれませんが、限られた時間の中で審議を進めなければならない中で、審議できないという状況をどのように修正するつもりなのか、理由はいくらでも出すことはできるが、こちらが求めているのは審議できる状態にして頂きたいということです。



(湯本委員長)

全体的になければ、希少種の審議に移りたいと考えます。

(JR東海：島川所長)

事業者としては、本取扱いについては非公開で行っていただけるのかについて確認させてください。  
また、分量の問題もありますので、我々が準備した資料を提案させていただきます。

(湯本委員長)

非公開審議となりますので、傍聴の方及び報道の方には退出をお願いします。よろしくお願いします。

= 非公開審議部分 =

議題2：(その他)

(湯本委員長)

議題2その他について 委員の皆様からございますか。  
事務局から今後の予定について説明してください。

(事務局：土橋副主幹)

事務局より、次回の開催日程については、29日、来週金曜日となります。  
13時30分から防災新館408会議室です。  
お忙しい所申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

(湯本委員長)

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。

3. 閉会

(司会：依田課長補佐)

本日の会議を終了いたします。皆様おつかれさまでした。

= 終了 =